国民の思想・良心の自由を侵害し、

平和・民主運動を弾圧する「共謀罪」法案を阻止しましょう

日本と信州の明日をひらく県民懇話会

（略称・長野県革新懇）

安倍内閣は３月２１日、「共謀罪」法案を閣議決定し、昨日、衆議院で審議入りしました。この「共謀罪」なるものは、憲法第１９条で保障されている基本的人権・「思想及び良心の自由」を侵害し、一般市民をはじめ労働組合や民主団体の活動を監視し、処罰の対象とする恐れがあるとして、過去３回にわたり廃案となったものです。

政府は今回、この法案の提出に当たり、２０２０年の東京五輪のテロ対策のため、国境を越えた国際的犯罪防止の条約（ＴＯＣ条約）の批准に欠かせない法案だと説明しています。しかし、日本の国内法では、国際条約に基づくテロ防止の法律はつくられており、テロ対策の「共謀罪」はまったく不要です。結局は、テロ対策は、「共謀罪」導入の口実に過ぎないということです。

「共謀罪」法案の主眼は、対象犯罪とする２７７の犯罪について、事前に「相談または計画、準備」したことが処罰の対等となるという点、すなわは「共謀」にあることは明白です。安倍首相は「一般の人や一般の団体は対象にならない」といっていますが、対象外とした市民団体や労働組合でも「目的が一変」したら捜査や処罰の対象になるといっています。その判断は、誰がするか。警察・検察以外にありません。そのためには、警察は市民やあらゆる団体を対象に、事前の調査や監視の目を日常的にひからせることになります。そのことによって、国民の思想や内心の自由、表現の自由やプライバシーが侵害される危険性は十分にあります。さらに、政府や権力にとって都合の悪いことは、｢共謀罪｣によって弾圧され、口封じが行われる心配も予測されます。

戦前、警察権力が治安維持法を盾に、国民の思想や内心の自由を侵害し、恣意的に国民を弾圧した苦い教訓に立って、戦後の刑法は、犯罪行為が実行されたときのみ処罰の対象とする大原則が確立されました。「共謀罪」により、この大原則が、根本から破壊されかねません。

いま、安倍政権は安保法制（戦争法）を強行し、さらに憲法「改正」により日本が再び戦争する国になる一大転換をはかろうとしています。先に強行された秘密保護法とあわせ今回の「共謀罪」法案は、そうした戦争する国づくりへの一環であることを、深く憂慮するものです。

私たちは、国民の思想および内心の自由、集会・結社や表現の自由、そして国民のプライバシーを根本から侵害し、戦争体制への一里塚となる「共謀罪」を絶対に許すことはできません。そのため、あらゆる市民団体や労働組合、野党と共同し、「共謀罪」法案を、四度阻止するため全力でたたかう決意を表明するものです。すべての市民・市民団体・労働組合のみなさん、ご一緒にたたかいましょう。

２０１７年４月７日